

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び図面に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(物品等の数量等の変更)

第3条 発注者は、必要があるときは、物品の規格数量及び納入場所を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。その損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第4条 天災その他不可抗力、又はその他受注者の責に帰すことができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、受注者は、発注者に対して停滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。

この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により求めるものとする。

(納入の通知等)

第5条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ納入期日等を発注者に連絡するものとし、納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により物品を納入するときは、当該物品に納品書を添えるものとする。

3 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得て納入期限までに物品を分納することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(検査及び引渡し)

第6条 発注者は、受注者から前条第1項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、受注者はすみやかに発注者にその物品を引き渡さなければならない。

2 受注者が、前項の検査に立ち会わないときは、発注者が検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は発注者の指定する期日までにその物品の取替、改造又は補修して再検査を受けなければならない。

この場合においては、前2項の規定を準用する。ただし、このために契約金額を増額又は納入期限を変更することはできない。

4 物品の納入及び検査に要する費用は、特別の定めをした場合を除き受注者の負担とする。

(契約代金の支払)

第7条 受注者は、前条第1項の規定により検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により前条第1項(第5条第3項の規定に基づき分納する場合を除く。)の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第8条 受注者は、分納期限を定めた物品を納入し、第6条第1項の規定により検査に合格し引渡しを完了したときは、書面により当該物品に対する契約代金相当額の支払いを請求することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(瑕疵担保)

第9条 受注者が納入した物品に瑕疵があるときは、第6条の規定による引渡しの日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは瑕疵の補修をし、又は補修に代え若しくは補修とともに損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による瑕疵の補修、又は代品に替え、若しくは損害の賠償の請求を、第6条の規定による引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により、納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込のあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに引渡しを完了した物品に相応する契約代金相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第6条の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき。

(3) 三 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第13条の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、発注者の所有とす

ることができる。この場合において発注者は当該物品の契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、発注者に対して請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合にこれを準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、発注者はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項に規定する協議が整わないとき。
- (2) 天災その他不可抗力により物品を完納することが不可能となったとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき。

2 第11条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(損害金等の徴収)

第14条 受注者が、この契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(協議)

第15条 前各条に定めるもののほか，この契約の履行について必要な事項は，石岡市財務規則の定めるところによるものとし，この契約書に定めていない事項で，必要な事項は，その都度発注者と受注者とが協議の上定めることができる。